

世田谷区告示第 5 2 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 1 0 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

2 8 - 1

2 変更の区間

世田谷区太子堂三丁目 9 2 番 3 の内

3 変更の区域

延 長 0 . 0 5 メートル

幅 員 0 . 8 5 メートル

面 積 0 . 0 4 平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区 太子堂三丁目 18番

